#### 通学用割引回数券関連規則

#### 【変更】

- 第1条 当社が定める規則は、社会情勢の変化その他の合理的必要性がある場合は、契約の目的に反せず、かつ、相当な範囲において、変更できるものとする。
- 2 前項によるこの規則の変更に際しては、変更後の内容と適用開始 日を、駅、インターネットその他相当の方法であらかじめ公表するも のとし、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用される ものとする。

#### 【発売】

- 第2条 通信による教育を行う高等学校の生徒が面接、授業または試験等のため、または、放送大学の学生(全科履修生、修士全科生および博士全科生に限る)が授業の出席および学校行事への参加等直接教育と関連する目的のため、区間および経路を同じくして順路により乗車する場合で、その在籍する学校等の代表者によって必要事項を記入して、発行した旅客運賃割引証を提出したときは、旅客の居住地最寄り駅と在籍指定学校最寄り駅までの区間について、当社が定める駅において次の各号の通学用割引回数券を発売する。
  - (1)通信制高等学校用

通信教育を行う高等学校の生徒(当社が発売承認した学校に限る)

# (2)放送大学用

放送大学学園法(平成 14 年法律第 156 号)第 4 条の規定により設置された放送大学および放送大学大学院の学生(全科履修生、修士全科 生および博士全科生)

- 2 前項に規定する通学用割引回数券を発売する駅は、次の各号のとおりとする。
  - (1)通信制高等学校用·放送大学用

箕面萱野・箕面船場阪大前・千里中央・桃山台・緑地公園の各駅

#### 【発売額】

第3条 発売額は次の各号によるものとする。

- (1)通信制高等学校用 旅客営業規則第40条における回数運賃を5割引した額
- (2)放送大学用 旅客営業規則第40条における回数運賃を2割引した額

## 【通用期間】

第4条 通用期間は、発売当日の翌月から3カ月とする。

### 【乗車券の効力】

第5条 通学用割引回数券は、通学する学校の代表者の発行した学生 証明書を携帯する場合に限り有効とする。

## 【様式】

第6条 様式は、当社が定める。

## 【払戻し】

第7条 払戻しについては、次の各号のとおりとする。

- (1)使用開始前:既収運賃-手数料
- (2)使用開始後:既収運賃-(券面区間普通運賃×使用枚数)-手数料

### 【乗越し】

第8条 券面運賃区間を超えて乗車した場合は、別途普通運賃を収受する。